

この資料は業務の参考のための仮訳です。  
利用者が当情報を用いて行う行為については、  
利用者の責任でお願いいたします。

横浜植物防疫所

## 植物検疫措置に関する国際基準

### ISPM 20

## 植物検疫輸入規制制度に関する指針

2023年採択；2023年出版

本書において使用している名称及び資料の表現は、いかなる国、領土、都市又は地域、若しくはその関係当局の法的地位に関する、又はその国境若しくは境界の決定に関する、国際連合食糧農業機関（FAO）のいかなる見解の表明を意味するものではない。特定の企業又は製品についての言及は、特許の有無にかかわらず言及のない類似の他者よりも優先して FAO に是認又は推奨されたものではない。

本書中で表された著者の見解は、必ずしも FAO の見解又は方針と一致するものではない。

©FAO, 2023

一部の権利を留保する。本書はクリエイティブ・コモンズ・表示-非営利-継承 3.0 IGO ライセンス（CC BY-NC-SA 3.0 IGO; <https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/3.0/igo/legalcode>）の下で利用することができる。

このライセンスの条項の下で、本書が適切に引用されている場合に限り、複製、再配布及び非営利目的で編集することができる。本書のいかなる使用においても、FAO が特定の組織、製品、又はサービスを是認していることを意味するものではない。FAO のロゴの使用は許可されない。本書を編集する場合は、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス又は同等のライセンスが必要である。本書の翻訳を作成する場合は、必要な引用とともに次の免責事項を含まなければならない。「翻訳は国連食糧農業機関（FAO）によってなされたものではない。FAO は翻訳の内容又は正確性に責任を持たない。英語版の原文を正式なものとする。」

ライセンスに基づいて発生し、友好的に解決できない紛争は、本書に別段の定めがある場合を除き、ライセンスの第 8 条に記載されている調停及び仲裁によって解決される。適用される調停規則は、世界知的所有権機関の調停規則 [www.wipo.int/amc/en/mediation/rules](http://www.wipo.int/amc/en/mediation/rules) であり、仲裁は、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）の仲裁規則に従って行われる。

**第三者の資料。**表、図、画像など、第三者に帰属する本書の資料を再利用することを希望する使用者は、その再利用に許可が必要かどうかを判断し、著作権所有者から許可を得る責任がある。本書内の第三者が所有する構成要素の侵害に起因する請求のリスクは、使用者のみにある。

**販売、権利及びライセンス。**FAO の様々な文献は、FAO ウェブサイト（[www.fao.org/publications](http://www.fao.org/publications)）で入手が可能であり、また [publications-sales@fao.org](mailto:publications-sales@fao.org) を通じて購入できる。商業利用の要請は、[www.fao.org/contact-us/licence-request](http://www.fao.org/contact-us/licence-request) を通じて提出すること。権利及びライセンスに関する質問は [copyright@fao.org](mailto:copyright@fao.org) に送信すること。

この ISPM を複製する場合には、この ISPM の最新採択版が [www.ippc.int](http://www.ippc.int) でダウンロードできることを付記すること。

公的な参考資料、政策立案又は紛争回避及び解決の目的で参照できる ISPM は [www.ipc.int/en/core-activities/standards-setting/ispms/#614](http://www.ipc.int/en/core-activities/standards-setting/ispms/#614) に掲載されているもののみである。

## 出版の過程

### 基準の公式な部分ではない

1995年9月 地域植物防疫機関技術会合がトピック輸入規制(1995-003)を追加した。

1995年-1997年 IPPC事務局が草案を作成した。

1997年10月 CEPM-4が草案のさらなる修正を要求した。

1998年5月 CEPM-5が草案を修正した。

2000年5月 暫定基準委員会(ISC)が再起草を要求した。

2001年5月 ISC-3が専門家作業部会(EWG)による再起草を勧告した。

2002年4月 EWGが草案を作成した。

2002年11月 基準委員会(SC)がかんきつかいよう病の問題を議論した。

2002年-2003年 小作業部会が電子メールにより草案を修正した。

2003年5月 SC-7が草案を修正し、加盟国協議用に承認した。

2003年5月 1回目加盟国協議。

2003年11月 SCが採択用に草案を修正した。

2004年4月 ICPM-6で基準を承認した。

**ISPM 20. 2004. 植物検疫輸入規制制度に関する指針** FAO, IPPC事務局, ローマ

2013年8月 IPPC事務局はCPM-8(2013)の指摘により、インク修正した。

2014年5月 IPPC事務局は目次の誤りを修正した。

2015年6月 IPPC事務局は、CPM-10(2015)からの基準手続きの廃止に沿ったインク修正及び再構築を反映した。

2005年4月 CPM-7がトピック規制有害動植物に関するプレクリアランス(2005-003)を追加した。

2006年1月 仕様書案を加盟国協議に提出。

2006年11月 SCが仕様書案を承認した。

2008年9月 EWGが附属書を起草した。

2011年5月 SCが草案を検討し、スチュワードへ差戻した。

2012年4月 SCが草案を検討し、追加作業が必要であることを合意した。

2012年12月 スチュワード及びSC小グループが草案を修正した。

2013年5月 SCがプレクリアランス関連の概念が明らかになるまでの草案の検討を延期した。

2014年5月 SCがプレクリアランス関連の概念を議論した。

2014年11月 SCがプレクリアランス関連の概念及び定義を議論した。

2015年5月 SCが草案を加盟国協議用に承認した。

2015年7月 1回目加盟国協議。

2016年2月 スチュワードが加盟国協議のコメントを検討し、草案を修正した。

2016年5月 SC-7が草案をISPM 20附属書として加盟国協議用に承認した。

2016年7月 2回目加盟国協議。

2016年11月 SCが草案を修正し、CPM-12(2017)に採択を勧告した。

2017年4月 CPM-12がISPM 20附属書1を採択した。

**ISPM 20. 附属書 1. 2017. 輸入国による輸出国での荷口のコンプライアンスの確認の取決め.** FAO, IPPC事務局, ローマ

2017年5月 IPPC事務局が採択箇所の編集上の修正を実施した。

2017年6月 IPPC事務局が書式設定の問題を修正した。

2019年4月 CPM-14がこれに留意し、IPPC事務局は「汚染(contamination)」とその派生語に関するインク修正を反映した。

2008年4月 CPM-3がトピック個別の輸入承認の使用(*ISPM 20 植物検疫輸入規制制度に関する指針の付属書*) (2008-006)を追加した。

2016年11月 基準委員会(SC)が仕様書64(*個別の輸入承認の使用*)を電子決定(2016\_eSC\_May\_05)で承認した。

2021年2月 専門家作業部会をバーチャルで開催し、附属書草案を作成した。

2021年5月 SCが草案を修正し、1回目加盟国協議用に承認した。

2021年7月 1回目加盟国協議。

2022年5月 SC-7が草案を修正し、2回目加盟国協議用に承認した。

2022年7月 2回目加盟国協議。

2022年11月 SCが草案を修正し、CPM採択用に承認した。

2023年3月 CPM-17がISPM 20附属書2を採択した。

**ISPM 20. 附属書 2. 2023. 個別の輸入承認の使用.** FAO, IPPC事務局, ローマ

2023年4月 IPPC事務局が新しいIPPC及びFAOスタイルに合わせて、軽微な句読点及び大文字化を修正し、綴りの間違いを修正した。

出版の過程の最終更新:2023年4月

## 目次

### 採択

### 序論

#### 適用範囲

#### 参照

#### 定義

#### 要件の概要

### 要件

#### 1. 目的

#### 2. 構造

#### 3. 権利、義務と責任

##### 3.1 国際協定、原則及び基準

##### 3.2 地域協力

#### 4. 規制の枠組み

##### 4.1 規制品目

##### 4.2 規制品目に対する植物検疫措置

##### 4.2.1 輸入される積荷に対する植物検疫措置

##### 4.2.1.1 特別輸入に対する規定

##### 4.2.1.2 有害動植物無発生地域、有害動植物無発生生産地、有害動植物無発生用地、有害動植物低発生地域及び公的防除計画

##### 4.2.2 輸入承認

##### 4.2.3 禁止

##### 4.3 トランジット中の積荷

##### 4.4 不適合及び緊急行動に関する措置

##### 4.5 規制枠組みを要求するかもしれない他の要因

##### 4.6 NPPO の法的権限

#### 5. 植物検疫輸入規制制度の運用

##### 5.1 NPPO の管理及び運用責任

##### 5.1.1 管理

##### 5.1.2 規制の策定及び改訂

- 5.1.3 サーベイランス
- 5.1.4 病害虫リスクアナリシス及び有害動植物リスト作成
- 5.1.5 監査及び適合確認手続
  - 5.1.5.1 輸出国内の手続の監査
  - 5.1.5.2 輸入での適合確認手続
    - 5.1.5.2.1 検査
    - 5.1.5.2.2 サンプルング
    - 5.1.5.2.3 実験室検定を含む検定
- 5.1.6 不適合及び緊急行動
  - 5.1.6.1 不適合の場合の行動
  - 5.1.6.2 緊急行動
  - 5.1.6.3 不適合及び緊急行動の報告
  - 5.1.6.4 植物検疫規則の撤回又は変更
- 5.1.7 非国家植物防疫機関（non-NPPO）職員への権限付与のための制度
- 5.1.8 国際的な連絡窓口
- 5.1.9 規制情報の通報と周知
  - 5.1.9.1 新規又は改訂された植物検疫規則
  - 5.1.9.2 策定された規則の周知
- 5.1.10 国内連絡
- 5.1.11 紛争解決
- 5.2 NPPO の資源
  - 5.2.1 職員、訓練を含む
  - 5.2.2 情報
  - 5.2.3 設備及び施設

## 文書化、コミュニケーション及び見直し

### 6. 文書化

- 6.1 手続
- 6.2 記録

### 7. コミュニケーション

### 8. 見直し体制

- 8.1 制度の見直し
- 8.2 付帯的な見直し

**附属書 1：輸入国による輸出国での積荷の適合確認の取決め（2017）**

1. 取決めに関する一般的要件
2. 取決めの締結に関する手続
  - 2.1 提案
  - 2.2 評価
  - 2.3 要素
  - 2.4 技術的要件
3. 取決めの実施
4. 取決めの見直し
5. 取決めの廃止

**附属書 2：個別の輸入承認の使用**

1. 個別の輸入承認の種類
2. 個別の輸入承認の要素
  - 2.1 情報要件
  - 2.2 言語
3. 個別の輸入承認の使用
4. 責任
  - 4.1 輸入国の NPPO
  - 4.2 輸入者
  - 4.3 輸出者
  - 4.4 輸出国の NPPO

## 採択

本基準は 2004 年 3-4 月の第 6 回植物検疫措置に関する暫定委員会で採択された。附属書 1 は 2017 年 4 月の植物検疫措置に関する委員会で採択された。附属書 2 は 2023 年 3 月の植物検疫措置に関する委員会で採択された。

## 序論

### 適用範囲

この基準は、植物検疫輸入規制制度の構造と運用並びに制度の制定、運用及び改訂の際に考慮すべき権利、義務及び責任について記述している。

### 参照

現在の基準は、植物検疫措置に関する国際基準（ISPM）を参照している。ISPM は国際植物防疫ポータル（IPP）<https://www.ippc.int/core-activities/standards-setting/ispm5> で入手可能である。

**IPPC.** 1997. *International Plant Protection Convention*. Rome, IPPC, FAO.

**WTO.** 1994. *Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures*. Geneva, World Trade Organization.

### 定義

この基準で使用される植物検疫用語の定義は、ISPM 5（植物検疫用語集）に記載されている。

### 要件の概要

植物検疫輸入規制制度の目的は、輸入検疫有害動植物の侵入を防止し又、輸入物品と他の規制品目に付着している規制非検疫有害動植物の入り込みを、制限することである。植物検疫輸入規制制度は二つの要素、すなわち植物検疫に係る法律、植物検疫規則及び植物検疫手続きの規制の枠組み、そして制度の運用及び監督を担う公的機関である国家植物防疫機関（NPPO）からなるべきである。法的枠組みは、NPPO がその責務を実施するための法的権限、輸入された物品が従うべき植物検疫措置、輸入された物品や他の規制品目に関する（禁止を含めた）他の植物検疫措置、そして不適合事例、又は緊急行動を必要とする事例が判明した場合にとられる植物検疫行動などを含むべきである。それはトランジット中の積荷に関する措置を含むかもしれない。

植物検疫輸入規制制度の運用において、NPPO は多数の責任を持っている。それらは、サーベイランス、検査、殺虫又は殺菌、病害虫リスクアナリシスの実施、職員の訓練と開発を含む輸入に関する IPPC（1997）の第 4 条 2 で特定された責任を含んでいる。そ

これらの責任は、管理、調査と適合のチェック、不適合の時にとられる行動、緊急行動、職員への権限付与、又は紛争の解決などの分野に関係した機能を含んでいる。加えて、締約国は、規定の策定や修正等の他の責任を NPPO に委任するかもしれない。NPPO の資源は、それらの責任と機能を実行するのに必要とされている。また、国際的な及び国内の連絡、文書化、コミュニケーション、見直しについての要件もある。

## 要件

### 1. 目的

植物検疫輸入規制制度の目的は、検疫有害動植物の侵入を防止し、また、輸入物品と他の規制品目に付着している規制非有害動植物 (RNPQ) 入り込みを制限することである。

### 2. 構造

植物検疫輸入規制制度の構成要素は：

- 植物検疫に係る法律、植物検疫規則及び植物検疫手続きの規制の枠組み；
- 制度の運用を担う NPPO

である。

法律及び行政制度並びに体制は締約国によって違う。特に、いくつかの法律制度は、職員の職務の全ての側面について法律本文内で詳しく述べられる必要があり、一方、他の制度は、広い枠組みを規定し、その中で公務員は、主に行政手続きを通し自らの職務を実施するための委任権限をもつ。従って、この基準は、植物検疫輸入規制制度の規制の枠組みに関する一般的な指針を規定する。この規制の枠組みはさらにセクション 4 で述べられている。

NPPO は、植物検疫輸入規制制度の運用又は監視（組織と管理）に対する責任がある公的な機関である。税関のような他の政府機関も、輸入される物品の管理に（明確に区分された責任と機能をもって）役割を果たすかもしれないので、連絡を維持すべきである。NPPO は、しばしば自前の職員を利用して植物検疫輸入規制制度を運用するが、所定の機能に関して、他の適切な政府機関、非政府組織、又は人々に権限を与えて、その管理下で代理として行動させることができる。その制度の運用はセクション 5 で述べられる。

### 3. 権利、義務と責任

植物検疫輸入規制制度の制定及び運用において、NPPO は次のことを考慮すべきである：

- 関連する国際条約、協約又は協定から生じる権利、義務及び責任；
- 関連する国際基準から生じる権利、義務及び責任；

- 国内の法律及び政策；
- 政府、省庁や部局又は NPPO の行政政策。

### 3.1 国際協定、原則及び基準

国家政府は、自らの国際的な義務を考慮し、自らの適切な保護水準を達成するため輸入を規制する主権国の権利を持つ。国際協定に伴う権利、義務、責任、及び国際協定、特に IPPC と世界貿易機関衛生植物検疫措置の適用に関する協定（WTO, 1994）から生じる原則と基準は、植物検疫輸入規制制度の構成と履行に影響を与える。それらの影響は、植物検疫輸入規則の起草と採択、植物検疫規則の適用、及び規則から生じる運用上の活動への影響などを含む。

植物検疫規則の起草、採択及び適用には、ISPM 1（*国際貿易における植物の保護及び植物検疫措置の適用に関する植物検疫の原則*）などにある以下のような原則と概念を認識する必要がある：

- 透明性；
- 主権；
- 必要性；
- 無差別；
- 最小限の影響；
- 調和；
- 技術的正当性（病虫害リスクアナリシス（PRA）などを通じて）；
- 整合性；
- リスク管理；
- 改変；
- 緊急行動及び暫定措置；
- 同等性；
- 有害動植物無発生地域及び有害動植物低発生地域の認定。

特に、植物検疫手続きと植物検疫規則は、不必要な貿易の混乱をさけるため、最小限の影響、経済問題及び実行の可能性の概念を考慮に入れるべきである。

### 3.2 地域協力

地域植物防疫機関（RPPO）及び地域農業開発組織のような地域組織は、それらの加盟国の植物検疫輸入規制制度の調和を推進するかもしれない、また加盟国の利益のため情報交換において協力するかもしれない。

FAO によって認められた地域経済統合機関は、その加盟国に適用する植物検疫規則を

持ち、その機関の加盟国のために一定の植物検疫規則を制定し施行する権限を持つかもしれない。

#### 4. 規制の枠組み

規則を発行することは政府（締約国）の責任である（IPPC 第 4 条 3 (c)）。この責任と整合して、各締約国は NPPO に植物検疫輸入規則の制定と輸入規制制度の履行の権限を与えることができる。締約国は次のことを規定する規制の枠組を持つべきである：

- 輸入規制制度に関する NPPO の責任と機能の特定；
- 輸入規制制度に関わる責任及び機能を NPPO が実行することを可能にする法的権限；
- PRA などを通じて輸入植物検疫措置を決定するための権限及び手続き；
- 輸入された物品及び他の規制品目に適用する植物検疫措置；
- 輸入された物品及び他の規制品目に適用する輸入禁止；
- 不適合及び緊急行動に関する行動のための法的権限；
- NPPO と他の政府機関間の相互作用の特定；
- 規制の発効を含む履行のための透明かつ明確な手続きと期間。

締約国は IPPC の第 7 条 2 (b) に従って自国の規則を入手可能にする義務を持つ；これらの手続きは規制の根拠を必要とするかもしれない。

##### 4.1 規制品目

規制することができる輸入物品は、規制有害動植物に寄生又は汚染されている可能性がある品目などである。規制有害動植物は、検疫有害動植物又は規制非検疫有害動植物のいずれかである。全ての物目は検疫有害動植物に対し規制され得る。消費又は加工用生産物は、規制非検疫有害動植物に対して規制され得ない。規制非検疫有害動植物は栽植用植物に関してのみ規制され得る。以下は規制品目の例である：

- 栽植、消費、加工、その他の目的に使用される植物及び植物生産物；
- 貯蔵施設；
- ダンネージを含む包装材料；
- 輸送機関及び輸送設備；
- 土、有機肥料及び関係する材料；
- 有害動植物を宿す又はまん延させる能力を持つ生物体；
- 潜在的に汚染された装置（使用された農業用、軍用及び土木作業用装置等）；
- 研究及び他の科学用資材；
- 国際的に移動する旅行者の携帯品；

- 国際宅急便を含む国際郵便；
- 有害動植物及び生物防除資材<sup>1</sup>。

規制品目の表は、公に入手可能にされるべきである。

## 4.2 規制品目に対する植物検疫措置

締約国は、禁止、制限、その他の輸入条件などの措置が植物検疫上の考察から必要とされ技術的に正当化されない限り、輸入規制品目の入国に植物検疫措置を適用すべきではない。植物検疫措置を適用する場合、締約国は国際基準その他の関連要件及び IPPC の考察を必要に応じて考慮すべきである。

### 4.2.1 輸入される積荷に対する措置

植物検疫規則は、植物、植物生産物その他の規制品目の輸入積荷<sup>2</sup>が従うべき植物検疫措置を明示すべきである。これらの植物検疫措置は、全ての種類の物品に適用する包括的なものかもしれないし、あるいは特定の原産地からの特定の物品に適用する個別の措置かもしれない。植物検疫措置は、搬入前、搬入時又は搬入後に要求されるかもしれない。システムズアプローチも適切な場合利用されるかもしれない（ISPM 14（*病害虫リスク管理のためのシステムズアプローチにおける総合的措置の利用*）を参照）。

輸出国で要求される植物検疫措置は、輸出国の NPPO が証明（ISPM 7（*植物検疫証明システム*））するために要求されるかもしれないものであり、次を含む：

- 輸出に先立つ検査；
- 輸出に先立つ検定；
- 輸出に先立つ処理；
- 特定の植物検疫上のステータスにある（例、ウイルステストされた植物から育った、又は指定された状態にある）植物からの生産物；
- 輸出に先立つ生育期間中の検査及び検定；
- 積荷の原産地が、有害動植物無発生生産地、有害動植物無発生生産用地、有害動植物低発生地域又は有害動植物無発生地域であること；
- 認定手続き；
- 積荷の完全性の維持。

輸送中に要求されるかもしれない措置は次を含む：

---

<sup>1</sup>害虫それ自体と生物防除剤は「規制品目」の定義に当てはまらない（IPPC 第 2 条 1）。しかし、技術的正当性がある場合は、植物検疫措置の対象としてよく（IPPC；規制有害動植物に関係する第 6 条、及び第 7 条 1 (c) と第 7 条 1 (d)）、この基準の目的では規制品目と考えてよい。

<sup>2</sup> この基準の目的では、輸入は、国内へ移動する（トランジットを除く）全ての積荷を取り扱うものと考えられ、自由貿易ゾーン（免税エリア及び保税倉庫内の積荷を含む）への移動及び他の部局により留め置かれた非合法積荷を含む。

- 処理（例、適切な物理的又は化学的処理）；
- 積荷の完全性の維持。

搬入地点で要求されるかもしれない植物検疫措置は次を含む：

- 書類の点検；
- 積荷の完全性の確認；
- 輸送中の処理の確認；
- 植物検疫検査；
- 検定；
- 処理；
- 検定の結果又は処理の効果の確認を待つ間の荷口の係留。

搬入後に要求されるかもしれない植物検疫措置は次を含む：

- 検査、検定又は処理のための（搬入後の検疫実施場所のような）検疫での係留；
- 特定の措置を待つ間の指定された場所での係留；
- 積荷の流通又は使用に関する制限（例、指定された加工用）。

要求されるかもしれない他の植物検疫措置は次を含む：

- 許可証又は認可証の要件；
- 特定の積荷の搬入地点の限定；
- 特定の積荷の到着前に輸入者が報告する要件；
- 輸出国の手続きの監査；
- プレクリアランス。

植物検疫輸入規制制度は、同等として輸出締約国により提案された代替措置の評価及び採用の可能性に関する規定を設けるべきである。

#### 4.2.1.1 特別輸入に対する規定

締約国は、科学的研究、教育その他の目的のために有害動植物、生物防除資材（ISPM 3（生物防除資材及びその他の有用生物の輸出、輸送、輸入、及び放飼に関する指針）も参照のこと）その他の規制品目を輸入することについて特別な規定を作ることができる。そのような輸入は、適切な安全対策の提供を条件に認められるかもしれない。

#### 4.2.1.2 有害動植物無発生地域、有害動植物無発生生産地、有害動植物無発生生産用地、有害動植物低発生地域及び公的防除計画

輸入締約国は、有害動植物無発生地域及び有害動植物低発生地域を指定し（ISPM 4（有害動植物無発生地域の設定のための要件）、ISPM 22（有害動植物低発生地域の設定のための要件）、ISPM 29（有害動植物無発生地域及び有害動植物低度発生地域の認定））、自

国内の公的防除計画を策定することができる。輸入国内でそのような指定を守り持続するために植物検疫輸入規則が要求されるかもしれない。しかし、そのような植物検疫措置は無差別の原則を遵守すべきである。

植物検疫輸入規則は、輸出締約国内にそのような指定その他の公的手続きに関係した指定（有害動植物無発生生産地及び有害動植物無発生生産用地など）が存在することを認識すべきであり、適切な場合にはこれらの植物検疫措置を同等なものとして認める便宜を含む。他の NPPO による指定を評価し、受け入れ、相応に対処するための規定を植物検疫規制制度内に設ける必要があるかもしれない。

#### 4.2.2 輸入承認

輸入の権限は、包括的な承認として与えられることもあるし、案件ごとに個別の承認として与えられることもある。

##### 包括的な輸入承認

包括的な輸入承認は次のような場合に使われ得る：

- 特別な植物検疫輸入要件がない時；
- ある範囲の物品について、規則の中で、搬入を許す特定の植物検疫輸入要件が定められている場合。

包括的な輸入承認は認可や許可を必要としないが、輸入時に点検の対象となるかもしれない。

##### 個別の輸入承認

輸入に公的な了解が必要な場合、例えば認可証や許可証の形式で、個別の輸入承認が要求されるかもしれない。これは、個々の荷口に対して又は特定の原産地からの一連の荷口に対して要求されるかもしれない。このタイプの承認が要求されるかもしれない場合は次を含む：

- 緊急又は例外的な輸入；
- 搬入後の検疫要件又は指定された最終用途又は研究目的のような特別、個別の要求事項を伴う輸入；
- NPPO が搬入後長期にわたってその物質を追跡できることを要求する場合の輸入。

国によっては包括的な輸入条件を明記するために輸入許可証を使用するかもしれないことが留意される。しかし、類似の個別承認が日常的になった場合には、包括的な承認の策定が奨励される。

#### 4.2.3 禁止

輸入の禁止は、すべての原産地の特定の物品その他の規制品目に適用されることもある

し、特定の原産地の特定の物品その他の規制品目にだけ適用されることもある。輸入の禁止は、病害虫リスク管理のための他の選択が存在しない時使われるべきである。禁止は技術的に正当化されるべきである。NPPO は、同等だがより貿易制限の少ない措置を評価するための規定を作成すべきである。締約国は、権限が与えられている場合は NPPO を通じて、もしそのような措置が適切な保護水準を満たすなら植物検疫輸入規則を修正すべきである。禁止は検疫有害動植物に適用する。規制非検疫有害動植物は禁止の対象になるべきではないが、確立された有害動植物許容水準の対象になる。

禁止品目は調査研究その他の目的で必要とされることがあり、認可証又は許可証の制度を通じた適正な保護措置を含む管理状態下での輸入についての規定が必要かもしれない。

### 4.3 トランジット中の積荷

トランジット中の積荷は、輸入されないものである。しかし、植物検疫輸入規制制度は、トランジット中の積荷を含めて有害動植物の侵入及び/又はまん延を防ぐために技術的に正当な措置を策定するために拡大することができる（IPPC の第 7 条 4、ISPM 25（トランジット中の荷口））。措置は積荷を追跡し、完全性を証明し、又はトランジット中の国を離れることを確認するために必要であるかもしれない。各国は、搬入地点、国内の経路、領域内で認められた輸送状態及び期間を制定することができる。

### 4.4 不適合及び緊急行動に関する措置

植物検疫輸入規制制度は、最小限の影響の原則を考慮しつつ、不適合の場合にとるべき植物検疫行動又は緊急行動に関する規定を含むべきである。（IPPC の第 7 条 2 (f)；詳細情報は ISPM 13（不適合及び緊急行動の通報に関する指針）に含まれる。）

輸入された積荷その他の規制品目が植物検疫規則に適合せず最初に搬入を拒否された場合にとられるかもしれない植物検疫行動は次を含む：

- 処理；
- 選別又は再調整；
- 規制品目の消毒（設備、施設、保管地域、輸送の手段を含む）；
- 加工のような特定の最終用途への支持；
- 積戻し；
- 廃棄（焼却など）。

不適合又は緊急行動を必要とする事柄の発見は、植物検疫輸入規則の改定、又は輸入権限の取消又は停止につながるかもしれない。

### 4.5 規制枠組みを要求するかもしれない他の要因

国際協定は、法的根拠を必要とするかもしれない又は行政手続きを通して実行されるかもしれない義務を生じる。そのような手続きを必要とする取り決めは次を含む：

- 不適合の通知；
- 有害動植物報告；
- 公的連絡窓口の指定；
- 規制情報の公表及び周知；
- 国際協力；
- 規則及び文書の改定；
- 同等性の認定；
- 搬入地点の特定；
- 公的文書の通知。

#### 4.6 NPPO の法的権限

NPPO がその責任（IPPC の第 4 条）を果たせるようにするため、NPPO の職員及び他の権限を持った人々に次のことを実行できる法的権限（権威）を与えるべきである：

- 輸入された物品、規制有害動植物又は他の規制品目が存在するかもしれない施設、輸送機関及び他の場所へ立ち入ること；
- 輸入物品及び他の規制品目の検査又は検定；
- 輸入された物品又は他の規制品目から、又は規制有害動植物が存在するかもしれない場所からサンプルを採取し持ち去ること（サンプルの破壊分析を含む）；
- 輸入された積荷又は他の規制品目を留め置くこと；
- 規制有害動植物が存在するかもしれない輸入された積荷、又は輸送機関を含む他の規制品目、あるいは場所若しくは物品を処理すること又は処理を要請すること；
- 積荷の搬入を拒否し、積み戻し又は廃棄を命令すること；
- 緊急行動をとること；
- 輸入関連の活動に対する料金又は罰則に伴う料金を設定及び徴収すること（任意）。

### 5. 植物検疫輸入規制制度の運用

NPPO は植物検疫輸入規制制度の運用又は監視（組織及び管理）に対し責任がある（セクション 2 参照）。この責任は特に IPPC の第 4 条 2 に起因する。

#### 5.1 NPPO の管理及び運用責任

NPPO は、その機能を実行するための適切な管理システム及び資源を有するべきである。

##### 5.1.1 管理

NPPO による植物検疫輸入規制制度の管理は、植物検疫に係る法律及び規則の効果的で一貫性のある適用並びに国際的な義務の遵守を確保すべきである。これは輸入に関係する、例えば税関など、他の政府部局又は政府機関との運用連携を必要とするかもしれない。植物検疫輸入規制制度の管理は、国のレベルで調整されるべきであるが、機能的、地域的又は他の構造的基盤に基づいて組織されるかもしれない。

### 5.1.2 規制の策定及び改訂

植物検疫規則の発行は、締約国の責任である（IPPC の第 4 条 3 (c)）。この責任に一致して、締約国は植物検疫規則の策定又は改訂をその国の NPPO の責任にすることができる。この行動は必要に応じて他の機関と協議又は協力しながらその国の NPPO の主導の下でできる。適切な規則は、国の通常の法的及び協議的プロセスを通して、必要に応じて策定され、維持され又は改訂されるべきであり、関係する国際協定と適合すべきである。影響される企業及び適切な民間企業グループと同様に、関係機関との協議及び協力は、民間企業による規制の決定への理解及び受け入れを高めることに役立てることができ、また、規則の改善のためにもしばしば役立つ。

### 5.1.3 サーベイランス

植物検疫措置の技術的正当性は、規制している国での規制有害動植物のペストステータスによってある程度決定される。ペストステータスは変化するので、植物検疫輸入規則の改正を必要とするかもしれない。輸入国での栽培植物及び栽培されていない植物のサーベイランスはペストステータスに関する十分な量の情報を維持するために必要とされ（ISPM 6（サーベイランスに関する指針）参照）、PRA と有害動植物リスト作成の支援に必要かもしれない。

### 5.1.4 病害虫リスクアナリシス及び有害動植物リスト作成

PRA などを通じた技術的正当性は、有害動植物を規制すべきかどうか及び有害動植物に対してとるべき植物検疫措置の強さを決めるために必要である（ISPM 11（検疫有害動植物のための病害虫リスクアナリシス）；ISPM 21（規制非検疫有害動植物のための病害虫リスクアナリシス））。PRA は特定の有害動植物又は特定の経路（例、物品）に関係する全ての有害動植物について実施されるかもしれない。物品は加工のレベル又はその用途によって分類され得る（ISPM 32（病害虫リスクに従った物品の分類）参照）。規制有害動植物はリストを作成されるべきであり（ISPM 19（規制有害動植物リストのための指針）参照）、規制有害動植物リストは利用可能にされるべきである（IPPC の第 7 条 2 (i)）。もし、適切な国際基準が利用できれば、措置はそのような基準を考慮すべきであり、技術的正当性がない限りより厳しくすべきではない。

PRA プロセスの管理上の枠組みは、もし可能であれば、個々の PRA の完成時期及び優先順位に関しての明確な指針と共に明確に文書化されるべきである。

## 5.1.5 監査及び適合確認手続

### 5.1.5.1 輸出国国内の手続の監査

植物検疫輸入規則は、輸出国国内で実施されるべき（通常、当該作物の生育期間中の）生産手続のような特定の要求、又は特殊な処理手続きをしばしば含む。新しい貿易の発展のようなある状況において、要求事項は、輸出国の NPPO と協力して、輸入国の NPPO による次のような要素の輸出国国内での監査を含む：

- 生産システム；
- 処理；
- 検査手順；
- 植物検疫措置；
- 認定手続き；
- 検定手順；
- サーベイランス。

輸入国は監査の範囲を知らせるべきである。そのような監査の取り決めは、通常、二国間の合意、取り決め又は輸入促進に関係する作業計画に書き込まれる。そのような取り決めは、輸入国への搬入のための輸出国国内での積荷のクリアランスにまで拡張されることがあり、これは通常、輸入国への搬入時における最小限の手続きの容易化に役立つ。監査手続きのこれらの形式は永続的な措置として適用すべきでないし、また、輸出国での手続きが承認されたら直ちに満たされていると考えるべきである。このアプローチは、適用期間が限定される点で、セクション 5.1.5.2.1 で言及した継続中のプレクリアランスとは異なる。監査の結果は輸出国の NPPO に利用可能にされるべきである。

### 5.1.5.2 輸入での適合確認手続

適合審査には基本的な 3 要素がある：

- 文書審査；
- 積荷の完全性の確認；
- 植物検疫検査、検定等。

輸入積荷及び他の規制品目の適合確認は以下のために要求される：

- 植物検疫規則との適合性を決定する；
- 植物検疫措置が検疫有害動植物の侵入の防止及び RNQP の侵入の限定に効果的であることを確認する；
- その物品に伴う入り込みが予想されなかった潜在的検疫有害動植物又は検疫有害動植物を発見する。

植物検疫検査は、NPPO によって又はその権限の下に実行されるべきである。

適合確認手続は迅速に実施されるべきである（IPPC の第 7 条 2 (d) 及び第 7 条 2 (e)）。可能なら、確認手続は例えば税関など輸入規制に関与する他の機関と協力して実施し、貿易の流れの阻害を最小限にし、また腐りやすい製品への影響を最小限にすべきである。

#### 5.1.5.2.1 検査

検査は搬入地点、積み替え場所、目的地点又は大規模市場のような輸入された積荷を特定できる他の場所で実施できる。ただし、積荷の完全性が維持されることと、適切な植物検疫手続が実施できることが条件である。また、二国間の合意又は取決めにより、輸出国の NPPO と協力してプレクリアランスプログラムの一部として原産国で実施することもできる。

植物検疫検査は、技術的に正当化されるべきであり、以下に適用される：

- 搬入の条件として全ての積荷に；
- モニタリングの水準（すなわち、検査される積荷の個数）がリスクの予想に基づいて設定される輸入モニタリング計画の一部として。

検査及びサンプリングの手続きは、事前に決定された目標を達成するための特定の手続き又は、全体の手続きに基づくことができる。

#### 5.1.5.2.2. サンプリング

サンプルは、検査の目的のため、又はその後の実験室検定のため、あるいは参考目的のため、積荷から取ることができる（ISPM 31（積荷のサンプリングに関する方法論）参照）。

#### 5.1.5.2.3 実験室検定を含む検定

検定は次のために必要である：

- 肉眼検査で発見された有害動植物の同定；
- 肉眼検査で同定した有害動植物の確認；
- 検査によって発見されない寄生に関係した要求に対する適合性の審査；
- 潜在的な寄生に対する検査；
- 監査又はモニタリング；
- 特に不適合の場合の参考目的；
- 申請製品の検証。

検定は経験のある人達により適切な方法で実施されるべきであり又、もし可能なら、国際的に合意された手順に従うべきである。検定結果の検証が必要とされる場合、適切な学会及び国際的な専門家又は研究所との協力が推奨される。

### 5.1.6 不適合及び緊急行動

不適合と緊急行動に関する詳しい情報は ISPM 13 に含まれている。

#### 5.1.6.1 不適合の場合の行動

植物検疫行動が植物検疫輸入規則への不適合に関して正当化される例は以下を含む：

- 規制されている積荷に関係した一覧表にある検疫有害動植物の発見；
- 一覧表にある RNQP が栽植用植物の輸入積荷に当該植物に要求された許容率を超える水準で存在することの発見；
- 栽培地検査、実験室検定、生産者又は施設の登録、有害動植物モニタリング又はサーベイランスの不足等の所定の要件（二国間の協定、取り決め又は輸入許可条件を含む）に合致しないことの証拠；
- 未申告の物品、土又は他の何らかの禁止された品目の発見、又は指定された処理の失敗の証拠等による、輸入規則に適合しない積荷の捕捉；
- 植物検疫証明書又は他に要求されている文書の無効又は紛失；
- 禁止積荷及び品目；
- 「トランジット中」の措置の失敗。

植物検疫行動の型は状況により変化し、特定されたリスクに対応するため必要最低限にすべきである。植物検疫証明書の不備のような行政上の過失は、輸出国 NPPO の連絡窓口を通して解決できる。他の違反には次のような行動が必要かもしれない：

**係留。**これは、さらに情報が要求される場合、できる限り積荷の損傷を避ける必要性を考慮に入れながら利用される。

**選別及び再構成。**影響を受けた生産物を選別し、適切な場合、再包装を含む積荷を再構成することにより、影響を受けた生産物を除去することができる。

**処理。**有効な処理が利用可能な場合、NPPO により使用される。

**廃棄。**NPPO が積荷を別な方法で取り扱えないと考える場合、積荷を廃棄できる。

**積み戻し。**不適合の積荷は積み戻しにより当該国から移動させることができる。

RNQP についての不適合の場合、行動は国内の措置に一致すべきであり、実行できるなら、国内で生産又は規制されている同等物に許されている処理、引き下げ又は再分類を通じて積荷の有害動植物率を要求許容度に下げること限定すべきである。

NPPO は、必要な命令を出すこと及びそれらの適用を確認することに責任がある。執行は通常 NPPO の職務とみなされるが、支援のために他の機関が委任されるかもしれない。

NPPO は、定着及びまん延のリスクがない（例、消費から加工への用途変更、又は有害動植物が定着及びまん延できない生活環の段階にある時）又は他の理由のため特定の状

況で植物検疫行動が技術的に正当化されない場合、規制有害動植物又は他の不適合事例において植物検疫行動を適用しないことを決定できる。

#### 5.1.6.2 緊急行動

緊急行動は、例えば以下に検疫有害動植物又は潜在的検疫有害動植物が発見された場合など、新しい又は予想外の植物検疫状況で要求されるかもしれない：

- 植物検疫措置が特定されていない積荷の中；
- 存在が予想されておらず植物検疫措置が特定されていない積荷又は他の規制品目の中；
- 輸入物品にかかわる輸送機関、保管場所その他の場所の汚染有害動植物。

不適合の場合に要求されるのと同様な植物検疫行動が、適切であるかもしれない。そのような行動は、既存の植物検疫措置の変更、又は見直し及び完全な技術的正当化を待つて保留している暫定措置の採択につながるかもしれない。

緊急行動を要求する場面によく遭遇するのは次の場合である：

*以前に評価されていない有害動植物。* リストにない生物は、これまで評価されていなかった可能性があるため、緊急植物検疫行動が必要かもしれない。発見された時、NPPO が病害虫リスクを呈すると信じる因果関係があるため、予備的に規制有害動植物として類別されるかもしれない。そのような場合、適正な技術的根拠を提供できるようにすることは NPPO の責任である。暫定措置が策定された場合、もし適切であれば輸出国の NPPO の参加を得て、NPPO は追加的情報を積極的に追求すべきであり、時期を得たやり方で有害動植物の規制又は非規制のステータスを確立するため PRA を完成すべきである。

*特定の経路について規制されていない有害動植物。* 緊急植物検疫行動は特定の経路に関して規制されていない有害動植物に対し適用されるかもしれない。規制されていても、それらの有害動植物は一覧表又は措置が策定された原産地、物品又は状況で予想されていなかったため、一覧表などに掲載又は指定されなかったのかもしれない。そのような有害動植物は、同じか同様な状況における発生が今後予想されるかもしれないと決定されたならば、適切な一覧表又は措置に含められるべきである。

*適切な同定の欠如。* 場合によっては、ある有害動植物が適切に同定できないため又は分類学的記述が不十分であるため、その有害動植物が植物検疫行動を正当化する。これは、標本が未記載（分類学的に不明）であるか、同定を許さない状態にある、又は調査されるライフステージが要求される分類水準まで同定できないためかもしれない。同定ができない場合、NPPO は行われる植物検疫行動に対して適切な技術的根拠を持つべきである。

有害動植物が十分同定できない形態（卵、若齢蛹、不完全態等）で繰り返し発見される場合、同定できる状態へ試料を十分に飼育するようにあらゆる努力しなければ

ならない。輸出国との連絡は同定の助けとなり、又は推定される同定を提供するかもしれない。この状態のそのような有害動植物は一時的に植物検疫措置を要求すると判断される。一旦同定され、もし PRA を根拠に、そのような有害動植物が植物検疫行動を正当化することが確認されるならば、NPPO はそのような有害動植物を規制有害動植物の一覧表に追加し、同定上の問題及び要求される植物検疫行動のための根拠を通知するべきである。関係締約国は、もしそのような態が発見されれば今後の行動は推定される同定に基づくことを知らされるべきである。しかし、そのような将来の植物検疫行動は、特定された病害虫リスクがあり、輸入された積荷に検疫有害動植物の存在の可能性が排除できない原産地に関してのみとられるべきである。

#### 5.1.6.3 不適合及び緊急行動の報告

輸出国 NPPO が輸入において自国の生産物に執られる植物検疫行動の根拠を理解し、輸出制度の是正行動を促進することを理解できるように、発見、不適合の事例及び緊急行動の報告は IPPC 締約国への義務である。そのような情報の収集及び伝達のシステムが必要である。

#### 5.1.6.4 植物検疫規則の撤回又は変更

不適合が繰り返される場合、又は緊急行動に値する重大な不適合又は発見が発生する場合、輸入締約国の NPPO は輸入を認めている権限（例、許可証）を撤回し、植物検疫規則を変更し、あるいは搬入手続きの変更又は禁止を伴う緊急又は暫定の措置を制定することができる。輸出国は、変更及び変更の根拠について迅速に通知されるべきである。

#### 5.1.7 非国家植物防疫機関（non-NPPO）職員への権限付与のための制度

NPPO は、その管理と責任の下で、他の政府部局、非政府組織、機関又は個人に権限を与え、一定の明示された機能についてその代理として行動させることができる。NPPO の要求事項が満たされることを確保するため、運用手続きが必要とされる。加えて、能力の実証のため及び監査、是正行動、制度の見直し及び権限の撤回のための手続きが策定されるべきである。

#### 5.1.8 国際的な連絡窓口

締約国は次のことに関して国際的な義務を有する（IPPC の第 7 条及び 8 条）：

- 公的な照会窓口の準備；
- 特定された搬入地点の通知；
- 規制有害動植物リスト、植物検疫輸入要件、禁止の公表及び伝達；
- 不適合及び緊急行動の通知（ISPM 13）；

- 要求に応じて、植物検疫措置の根拠の提供；
- 関連情報の提供。

行政上の取り決めは、これらの義務が効果的に迅速に果たせることを確保するために要求される。

### 5.1.9 規制情報の通知と周知

#### 5.1.9.1 新規又は改訂された植物検疫規則

新たな又は改訂された植物検疫規則の提案は、公表され、要請に応じて利害関係者へ提供し、コメント及び履行のために十分な時間を取るべきである。

#### 5.1.9.2 策定された規則の周知

策定された輸入規則又はそれらの関連するセクションは、適切な場合、利害関係があり影響を受ける締約国、IPPC事務局及びそれらがメンバーであるRPPOが利用できるようにすべきである。適切な手続きを通して、それらは他の利害関係のある団体（輸入及び輸出業界団体及びそれらの代表）も利用できるかもしれない。NPPOは、公表により輸入規則の情報を利用できるようにすることが推奨され、それは、可能な限りインターネットウェブサイト及びIPPC国際植物検疫ポータル（IPP）（<http://www.ippc.int>）経由のリンクを含む電子的な手段を利用する。

### 5.1.10 国内連絡

国内で協力的行動、情報の共有及び合同クリアランス活動を促進する手続きは、関連する適当な政府機関又は部局で策定されるべきである。

### 5.1.11 紛争解決

植物検疫輸入規制制度の履行は他国の当局との紛争を生じるかもしれない。NPPOは、他のNPPOとの協議及び情報交換のための手続きを策定すべきであり、そのような紛争の解決には、正式な国際紛争解決の手続きを求める前に「可能な限り速やかに当事者間で協議すること」（IPPCの第8条1）。

## 5.2 NPPOの資源

締約国はNPPOに彼らの機能を遂行するための適切な資源を提供するべきである（IPPCの第9条1）。

### 5.2.1 職員、訓練を含む

NPPOは以下のことをするべきである：

- 適切な資質及び技術を有する職員を雇用し又は権限を与える；
- 職員が責任を有する分野で能力を確保できるよう全職員へ適切かつ継続的な研修を提供することを保証する。

### 5.2.2 情報

NPPO は、できる限り、特に以下の適切な情報を職員が利用できることを保証すべきである：

- 植物検疫輸入規制制度の運用の関係する側面をそれぞれ適切に取り扱った指針の文書、手続き及び作業指示書；
- その国の植物検疫輸入規則；
- 生態、寄主範囲、経路、世界的分布、発見及び同定方法、処理方法を含む規制有害動植物に関する情報。

NPPO は、病害虫リスクアナリシス中の有害動植物の類別を促進するためその国の有害動植物の存在に関する情報（有害動植物リストが望ましい）を利用できるようにすべきである。また、NPPO は全規制有害動植物のリストも維持すべきである。規制有害動植物リストに関する詳細な情報は ISPM 19 に含まれる。

ある規制有害動植物が当該国に存在する場合、情報は、その分布、有害動植物無発生地域、公的防除及び RNQP の場合、栽植用植物の公的計画について保持すべきである。締約国はその領域内に、規制有害動植物及びその抑圧及び防除の方法に関する情報を配布すべきであり、その NPPO にこの責任を課すかもしれない。

### 5.2.3 設備及び施設

NPPO は、適切な設備及び施設を以下に利用できることを確保すべきである：

- 検査、サンプリング、検定、サーベイランス及び積荷の確認手続；
- コミュニケーション及び情報の入手（できる限り電子的手段による）。

## 文書化、コミュニケーション及び見直し

## 6. 文書化

### 6.1 手続

NPPO は植物検疫輸入規制制度の運用の全ての面を取り扱う指針文書、手続き及び作業指示を維持すべきである。文書化すべき手続は次のものを含む：

- 有害動植物リストの準備；
- 病害虫リスクアナリシス；
- 適切な場合、有害動植物無発生地域、有害動植物低発生地域、有害動植物無発生生

産地又は生産用地、及び公的防除計画の設定；

- 検査、サンプリング及び検定の方法論（サンプルを完全な状態で維持する方法を含む）；
- 処理を含む、不適合への行動；
- 不適合の通知；
- 緊急行動の通知。

## 6.2 記録

記録は、以下を含む輸入規則に関する全ての行動、結果及び決定を、適切な場合は ISPM の関連するセクションに従って保存すべきである：

- 病害虫リスクアナリシスの文書（ISPM 11、及びその他の関連 ISPM に基づく）；
- 策定された場合、有害動植物無発生地域、有害動植物低発生地域及び公的防除計画（有害動植物の分布、及び有害動植物無発生地域又は有害動植物低発生地域を維持するために使われる植物検疫措置に関する情報を含む）の文書化；
- 検査、サンプリング、検定の記録；
- 不適合及び緊急行動（ISPM 13 に基づく）。

適切な場合、輸入積荷について次のことを記録にとどめるかもしれない：

- 特定された予定される用途；
- 搬入後検疫又は処理手続きの対象となるもの；
- 病害虫リスクに応じてその後の植物検疫行動（トレースバックを含む）を要求するもの；又は
- 植物検疫輸入規制制度を管理するために必要なこと。

## 7. コミュニケーション

NPPO は、以下と連絡をとる通信手順を持つことを確保すべきである：

- 輸入者及び適切な産業界の代表者；
- 輸出国の NPPO；
- IPPC の事務局；
- NPPO が所属する RPPO の事務局。

## 8. 見直し体制

### 8.1 制度の見直し

締約国は植物検疫輸入規制制度を定期的に見直すべきである。これは植物検疫措置の効果のモニタリング、NPPO 及び権限を与えられた組織又は個人の活動の監査、及び必要

なら植物検疫に係る法律、規則及び手続きの修正を含むかもしれない。

## 8.2 付帯的な見直し

NPPO は不適合と緊急行動の事例を見直すための手続きを持つべきである。このような見直しは植物検疫措置の採択又は修正をもたらすかもしれない。

この附属書は、2017年4月の第12回植物検疫措置に関する委員会によって採択された。

この附属書は本基準の規定部分である。

## 附属書 1：輸入国による輸出国での積荷の適合確認の取決め（2017）

輸入国の NPPO は、通常、輸入国への搬入時に植物検疫輸入要件への積荷の適合を確認する。しかしながら、貿易物流を円滑にするため、締約国は、輸出国において、輸入国の NPPO が確認手続を実施できるよう、両国間又は多国間における取決め交渉をする場合がある。このような取決めは、この基準（セクション 5.1.5.1）における輸出国での監査の手続とは異なる。

輸入国及び輸出国の NPPO は、輸出国において特定の物品の積荷に実施される確認手続に関する二国間又は多国間の取決め（以下「取決め」という。）のみを、自主的にかつケースバイケースで、両国の合意する期間、締結し、使用するべきである。

この附属書に記述される取決めは、植物検疫措置として又は貿易を認める条件として、結ばれるべきではない。

取決めの締結は、以下の状況において貿易物流を円滑にするための選択肢となり得る：

- 仕向け地で積荷の出荷を早くするため；
- 搬入の際の積荷の拒否に関連する措置が、費用がかかり過ぎる場合又は適用が困難な場合；
- 搬入時の検査が、商業用こん包（例、物品が個別包装され、破壊的サンプリングが要求される）、又は物品の品質（例、物品が非常に傷みやすい）に悪影響を与える場合；
- 不適合の場合に対処するため、追加の基盤が必要な場合。

特定の規制品目に対する取決めの条件は、病害虫リスクアナリシスに基づいて植物検疫輸入要件が設定された後に策定されるべきである。

取決めは、本基準及び適切な場合には ISPM 23（検査に関する指針）に従い、関連物品に対して制定され、公開された植物検疫輸入要件への積荷の適合確認のための手続のみを含むべきである。取決め下で確認された積荷は、再度、搬入地点においてに同様の確認手続の対象とされるべきでない。しかしながら、輸入国の NPPO は、搬入地点において文書及び同一性の確認といった他の確認手続を実施することができる。

輸入国及び輸出国の NPPO 間のあらゆる取決めに関わりなく、IPPC の第 1 条 2、第 4 条 2 (a)、第 4 条 2 (b)、第 4 条 2 (c)、第 4 条 2 (d)、第 4 条 2 (e)、第 4 条 2 (g) 及び第 5 条 1 に記載されているとおり、植物検疫証明書の発給には、輸出国の NPPO に排他的責任がある。取決め下の輸出国における輸入国の NPPO によるあらゆる行為は、輸出国の法律の対象となり、それを遵守しなければならない。

以下のセクションは、輸出国における輸入国の NPPO による積荷の適合確認のための取決めに関連し、NPPO により考慮される選択肢を提供する。

## 1. 取決めに關する一般的要件

取決めは、輸入国及び輸出国の NPPO が共同で、適当な場合には、その利害関係者との協議の上で策定されるべきである。

取決めは、財務的側面は、利害関係者と協議の上で、輸入国及び輸出国の NPPO により合意されるべきである。

取決めは、定期的見直しの対象となるべきであり、起こり得るあらゆる変更に対処するための仕組みが整備され得る。適合確認行動の削減及び取決めの停止や廃止のための条件がケースバイケースで指定されるべきである。

## 2. 取決めの締結に關する手続

取決め締結の段階は、以下に概説される。

### 2.1 提案

輸入国又は輸出国の NPPO が取決めの要請を発する場合がある。提案は、要請した NPPO 又は利害関係者によって特定された必要性に対する回答となり得る。提案は、取決めの適用範囲、目的及び理由を特定するものとし、両 NPPO の合意を得なければならない。

提案において考慮される要素には以下が含まれる：

- 取決めは、タイミグ及び期間；
- 提案された確認のレベル、及び適切な場合、指定された物品に関するサンプリング方法及び規制有害動植物；
- 取決めの見直し及び評価の開始に關する基準；
- 取決めの停止又は廃止を行う基準；
- 資源の可用性；
- プログラムの実施可能性。

### 2.2 評価

取決めのための提案を受けた NPPO は、適時、提案の検討を行い、回答を作成するべきである。提案の評価は、病虫害リスクの懸念、運用上及び経済的実現可能性、規制面に対する取決めのあらゆる効果を包含するべきである。

## 2.3 要素

取決めを提案する NPPO は、その策定に主要な責任を有する。しかしながら、提案した NPPO の要求に基づき、もう一方の NPPO が、その策定を支援することが推奨される。

輸入国の NPPO と輸出国の NPPO の間の合意が必要とされ得る取決めの要素には以下が含まれる：

- 積荷のサンプリング及び検査；
- 検査施設の適切性；
- 検定手続；
- 処理の確認；
- 積荷の完全性の確認；
- 適当な場合、積荷の適合確認の異なる段階に関する時間及び場所；
- 搬入地点への積荷の到着の通知；
- 証明書が植物検疫証明書に添付されるか否か；
- 取決め下の規定を実施する資格を有する職員の可用性；
- 適合確認に関する行動のタイミング；
- 取決めに参加する生産者及び輸出業者に関する承認手続及び費用又は推定費用；
- 配置された職員に対する宿泊、輸送、労働衛生及び安全、安全保障及びその他ロジスティクスの見地。

適合確認の段階は、取決めに参加する NPPO によって特定される。

## 2.4 技術的要件

取決めの技術的要件は、ケースバイケースで決定及び策定され、取決めに記載されるべきである。

取決めには、次の特定情報を含み得る：

- 法的規制当局；
- 植物検疫及び他の関連する法令又は規制；
- 役割及び責任（NPPO、輸出者、生産者その他利害関係者を含む）；
- 活動のタイミング及び期間；
- 規制品目；
- 規制有害動植物及び輸入国の NPPO に要求されるこれらの有害動植物に対する関連植物検疫措置；
- サンプリング、検査、検定、処理の確認、積荷の完全性の確認といった植物検疫行動；

- 積荷の適合確認に使用される基盤及び装置；
- 輸出国の NPPO にて維持され、輸入国の NPPO に提供される文書；
- 財務的側面；
- 不適合の通知；
- 不適合である積荷への是正措置；
- 取決めの見直しの頻度及びタイミング；
- 取決めの見直し、評価、停止又は廃止につながり得る基準。

### 3. 取決めの実施

取決めに記載される適合の確認は、実施条件に従う場合がある。例えば確認は、特定の物品の全ての輸出積荷若しくはその一部のみ、規制物品の分類、又は出荷時期の一定期間に対するものとなり得る。

適合確認のために実施される活動は、取決め下のものに制限されるべきである。

取決めが輸出国で実施される適合確認と共に実施されている時、輸入時に同じ確認が要求されるべきではない。しかしながら、輸入国でとられるその他の手続として、次のものがあり得る：

- 積荷の文書化及び同一性の確認；
- コン包が損なわれた場合及び積荷の植物検疫上の完全性が損なわれた場合の積荷の検査；
- コンテナ内の汚染有害動植物に関する積荷の検査；
- 輸出国での検査時にわからなかった新たな病害虫リスクに応じた積荷の検査；
- 取決めが輸出国での検査後の植物検疫措置を可能とする場合の積荷の検査（例、輸送中のミバエに対する低温処理）。

### 4. 取決めの見直し

取決めの改善又は縮小若しくは廃止の判断のために、取決めの有効性は、問題の特定及びその議論と解決を可能にするものとするよう定期的に見直されるべきである。見直しの頻度及びタイミングは、取決めに記載されるべきである。取決めの一部の要素は、他よりも頻繁な見直しが必要とされる場合がある。

輸入国の NPPO 又は輸出国の NPPO により、既存の取決めの変更が提案される場合があり、実施前に両 NPPO の合意を必要とする。

### 5. 取決めの廃止

取決めに締結した理由がもはや妥当ではない場合（例、二国間の貿易物流の変化のため）又は取決めがもはや不要となった場合、取決めは廃止されるべきである。

取決めが廃止された後、確認手続は輸入国で実施される。

この附属書は、2023年3月の第17回植物検疫措置委員会において採択された。

この附属書は本基準の規定部分である。

## 附属書 2：個別の輸入承認の使用

輸入国の国家植物防疫機関（NPPO）は、輸入に対する公的な同意が必要な場合、輸入が植物検疫上の理由で禁止されている場合、あるいは特定の目的、品目、状況に対する植物検疫輸入要件がまだ確立されていない場合には、この基準のセクション 4.2.2 での個別の輸入承認（SIA）の使用を選ぶことができる。植物検疫輸入規制システムの一部として SIA を用いる場合でも、NPPO は、本基準のセクション 5.1.9.2 及び IPPC の第 7 条 2 (b) に記載されているように、植物検疫輸入要件を利用可能にすることが要求される。

この附属書では、NPPO によって SIA の使用が要求される状況、SIA に記載されるべき情報及び関係者のそれぞれの責任について説明する。個別の輸入承認は、一般的にケースバイケースで適用され、各個別の輸入状況に合わせて調整される。個別の輸入承認は特定の原産地の個々の積荷又は一連の積荷に対して発行される場合がある。一部の国では SIA に植物検疫以外の要件が含まれているが、本附属書は植物検疫の要件のみを扱う。また、本附属書は、本基準のセクション 4.2.2 に記載されている包括的な輸入承認、又は本基準のセクション 4.3 に記載されているトランジット承認に関する情報も扱わない。

### 1. 個別の輸入承認の種類

個別の輸入承認は、輸入国の NPPO が決定する輸入許可証、ライセンス又はその他の種類の書面による認可の形で提供されることがあり、紙又は電子形式のいずれでもよい。

### 2. 個別の輸入承認の要素

SIA が使用される場合、SIA は輸入国の NPPO により輸入者に発行される必要がある。

#### 2.1 情報要件

以下の情報は、SIA に含まれるべき最小限の情報である：

- 発行する NPPO の名称、確認のための連絡先、輸入国名；
- 識別コード又は SIA 番号；
- 輸入者の情報（例、輸入者の氏名及び住所）；
- 発行日；
- SIA の対象となる積荷の説明；
- 原産国及び輸出国又は再輸出国；

- 積荷を構成する物品の予定される用途；
- （設定されている場合）植物検疫輸入要件；及び
- 有効期間。

SIA には、以下のような他の情報も含まれる場合がある：

- 積荷内の物品の数量（積荷を構成する単位数又はその重量又は容積）；
- その許可が個々の積荷に対するものか、一連の積荷に対するものか；
- 輸送機関；
- 輸入港；
- 権限付与された発行者の氏名及び署名；
- 発行した NPPO を識別する証印；
- 輸出者の情報（例、輸出者の氏名及び住所）；
- 積荷の最終目的地（例、輸入後の検疫施設、加工施設など）；及び
- 処理事業者。

## 2.2 言語

輸入国の NPPO は、SIA を発行する言語又は複数の言語を選択することができるが、FAO の公用語の 1 つ、できれば英語も使用することが推奨されている。

## 3. 個別の輸入承認の使用

SIA の使用が適切であるかもしれない場合の輸入に関連する目的、品目及び状況の例は以下のとおり：

- 研究及び科学的な目的；
- 展示目的；
- 教育目的；
- 宗教的又は文化的な目的（例、宗教的祭事、祖先の習慣）；
- 輸入国の NPPO が、搬入後一定期間追跡及び管理する能力を必要とする品目（例、搬入後の検疫又は加工の対象となる物品）；
- 緊急事態又は例外的状況；
- 生物的防除資材及びその他の有用生物；
- 包括的な輸入承認が開発されていない又は開発することが不可能な状況；及び
- 日常的に輸入されない品目。

上記のリストはすべてを網羅することを意図したものではなく、各国は提供された例について SIA の使用を義務付けられているわけではない。

## 4. 責任

### 4.1 輸入国の NPPO

輸入国の NPPO の責務は、以下の要素を含むべきである：

- SIA が要求される規制品目及び予定される用途に関する情報の公開（例、NPPO のウェブサイト上）；
- SIA に必要とされる情報の評価及び特定の手続きを有していること；
- SIA を修正、一時停止又は取り消すための手続きを有し、その際、関係者と連絡を取る手続きを含むこと；
- 輸入者が SIA を申請することができる手続き及び輸入者が記入する必要がある申請書を公表すること；
- SIA で使用される言語又は複数の言語の記述；
- すべての要件を輸入者に伝達すること；
- （植物検疫輸入要件が確立されている場合）植物検疫輸入要件を SIA に明確に規定すること；
- NPPO によって要求される情報及び保証が輸入者から提供され次第、不当に遅延することなく SIA を発行すること；
- 要請に応じて、輸出国の NPPO に対して、SIA の真正性を検証し、必要に応じて説明を行うための情報を提供すること；及び
- 貿易及び SIA への適合を監視し、適切な場合には SIA の包括的な輸入承認への移行を検討すること。

### 4.2 輸入者

輸入国の NPPO によって決定される輸入者の責任には、以下のものが含まれる：

- SIA が要求される状況において、輸入前に SIA を取得すること；
- SIA の要求事項に適合していること；
- 必要とされる場合には、SIA を輸出者に提供すること；
- 必要とされる場合には、輸入国の NPPO に輸入の時期又はその他の情報を通知すること；及び
- 必要とされる場合、輸出国の NPPO が理解できる言語による SIA の翻訳を提供すること。

### 4.3 輸出者

輸出国の NPPO に要求された場合、輸出者は以下を提供すべきである：

- 輸出国の NPPO に対し、解読可能な SIA；

- 輸出国の NPPO が指定する言語への SIA の翻訳；及び
- 輸出者に関連する SIA の要件に適合する根拠。

#### 4.4 輸出国の NPPO

輸出国の NPPO は：

- SIA を直接輸入国の NPPO から取得すること又は輸出者へ SIA を取得し、提示することを要求することができる；
- 輸入国 NPPO とともに SIA を検証することができる；及び
- 積荷が SIA に含まれる植物検疫輸入要件に適合していることを確保するべきである。